平成２９年（フ）第３７９号
大阪府泉佐野市上之郷1603番地
債務者　花枝　正彦
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１４２４号
札幌市北区拓北６条２丁目４番３号　リバティ62―201号
債務者　住谷　麻美（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５０６号
札幌市白石区菊水８条２丁目５番18―201号
債務者　林　さおり
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５２９号
札幌市白石区東札幌２条３丁目２番20号　グランドール東札幌202号
債務者　溝口　敏一
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５５２号
札幌市東区北37条東３丁目１番24号　鳥羽マンション２階15号
債務者　乾　　信
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７４号
釧路市美原１丁目43番645号　M14―645
債務者　松田　鈴子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第８５号
千葉県東金市上谷1808番地18
債務者　鈴木　やい
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第９０号
千葉県山武市津辺83番地４　ジュネスⅡ　栄進ホーム103
債務者　佐久間政男
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２０４号
静岡県沼津市高島町16番13号　パレスマンション203
債務者　菊地　正子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２７８号
静岡県駿東郡清水町伏見301番地の１　ドミール伏見205、住民票上の住所静岡県駿東郡清水町伏見301番地の１　ドミール伏見105
債務者　吉川　哲二
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２８４号
静岡県伊豆市修善寺55番地
債務者　宮田　公生
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３０１号
静岡県駿東郡小山町須走95番地の193　カトル緑ヶ丘Ａ号
債務者　杉山　沙季
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第６００号
堺市西区下田町13番13―307号、前住所堺市西区下田町27番25号
債務者　安岡　雅宏
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７０２号
大阪府柏原市堂島町４番16号
債務者　二見　修平
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７３３号
堺市堺区柏木町３丁１番30号　柏木ハイホーム305号、前住所堺市堺区西湊町４丁３番15号
債務者　大寺　亮太
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７６１号
大阪府富田林市向陽台２丁目13番２号（３―Ｄ）
債務者　永井　　香
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７６９号
堺市中区新家町547―３　ヒルズ白鷺301号、住民票上の住所堺市北区百舌鳥陵南町３丁58番地
債務者　橋野真理子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係